

水道メーター定期取替にかかる案内の誤りについて

堺市上下水道局では、水道メーターの検定有効期間の満了時期が令和 6 年 1 月以降である利用者に対し、誤って取替期間を令和 5 年 10 月 1 日～10 月 31 日と記載したお知らせを約 2,700 件送付したことが判明いたしました。

対象となった皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、職員に対する指導を適切に行い、再発防止策を徹底してまいります。

なお、誤送付に伴う個人情報等の漏洩は発生しておりません。

1 背景・経緯

- ・毎月月末に翌月の水道メーター取替対象となる利用者に対し発送する案内はがきを、上下水道局が作成し委託業者が発送しています。
- ・誤った取替期間を記載した案内はがきについては、当初は令和 5 年 10 月指示で施工する予定（検定期間満了の 1 年前～半年前に定期取替）でした。
- ・しかし、9 月末までの委託業者の取替作業遅れの影響のため、検定期間満了時期がより早期のメーター取替を優先し、誤送付した約 2,700 件については取替時期を来年 1 月以降に順送りすることとしていました。
- ・当初 10 月で取替予定であったため案内はがきは既に印刷済みでしたが、これらは廃棄するため担当課の執務室で保管していました。
- ・令和 5 年 10 月 20 日に、11 月分として取替施工する案内はがきを委託業者に渡す時に、廃棄予定の案内はがきを誤って渡し、委託業者が令和 5 年 10 月 27 日に発送しました。

2 今後の対応

誤記載のあった約 2,700 件のお客様に対して、誤ったご案内のお詫びと、時期を改めて取替期間のご案内をさせていただく旨の通知を令和 5 年 11 月 1 日には発送完了します。

3 再発防止策

- ・メーターの取替指示書に記載している件数と、印刷後の案内はがきの枚数を複数人でチェックする。
- ・メーターの取替指示書に記載の対象者情報と、案内はがきに記載されている対象者情報を複数人で照合検査（抽出）する。

問い合わせ先	担 当 課：上下水道局 サービス推進部 給排水設備課 電 話：072-250-8945 ファックス：072-250-9164
--------	--